引上げ分の地方消費税交付金が充てられる
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

平成２４年８月に消費税法及び地方税法等が改正され、税率が平成２６年４月１日に５％から８％へ、令和元年１０月１日には８％から１０％へと段階的に引き上げられました。この引上げ分に係る地方消費税交付金は、すべて「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。

本市の令和7年度決算における上記経費及び充当は次のとおりです。

（歳入）

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）　1,082,308 千円

（歳出）

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　15,819,434 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	806,952	94,664	0	258,795	53,032	400,461
	障害者福祉事業	2,284,907	1,672,225	0	13,710	70,044	528,928
	高齢者福祉事業	591,256	112,453	0	170,576	36,044	272,183
	児童福祉事業	4,652,483	2,469,670	0	110,938	242,287	1,829,588
	生活保護事業	1,089,749	830,314	0	670	30,260	228,505
	小計	9,425,347	5,179,326	0	554,689	431,667	3,259,665
社会保険	国民健康保険事業	580,375	242,026	0	0	39,567	298,782
	後期高齢者医療事業	1,266,024	226,487	0	0	121,564	917,973
	介護保険事業	1,520,076	77,163	0	1,365	168,575	1,272,973
	小計	3,366,475	545,676	0	1,365	329,706	2,489,728
保健衛生	医療給付事業	350,914	170,685	0	19,261	18,824	142,144
	保健衛生総務事業	12,461	0	0	646	1,382	10,433
	病院等事業	1,964,233	0	0	0	229,698	1,734,535
	予防事業	156,325	1,132	0	16,080	16,268	122,845
	保健事業	364,329	2,137	0	73,242	33,790	255,160
	小計	2,848,262	173,954	0	109,229	299,962	2,265,117
地方公務員共済組合法に基づく、基礎年金拠出金及び育児休業手当		179,350	0	0	0	20,973	158,377
合計		15,819,434	5,898,956	0	665,283	1,082,308	8,172,887

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じてあん分して充当している。

※ 事務費や事務職員の人件費等は対象経費から除いている。